平成23年度税制改正(地方税)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

対象税目 個人住民税 法人住民税 事業税 事業税 (外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その何要望	他 ()
要望	_
ダエ コンセッション方式の導入に伴う償却方法の創設(事業権(仮称)の償却可能化) 項目名	
要望内容 (仮称)を長期間に渡って付与するコンセッション方式の導入を検討中であるが、PFI法※第2約 する選定事業者が、同法第10条第1項に規定する事業計画又は協定に従って実施する同法第2条約 る選定事業において、民間事業者に事業権(仮称)を付与する場合に、当該事業権を事業期間以内で う要望するもの。 ※民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	条第5項に規定 第4項に規定す
関係条文	
減収 見込額 (初年度) +6 (—) (平年度) () (単位	:百万円)
要望理由 (1) 政策目的 〇新成長戦略において、「国、地方ともに財政状況が極めて厳しい中、必要な社会資本整備や既不理・更新需要に最大限民間で対応していく必要がある」「PFI制度にコンセッション方式() …あわせて、…民間資金導入のための制度整備…など、PFI制度の拡充を 2011 年に行う」「「について、2020 年までの 11 年間で、少なくとも約 10 兆円以上(民間資金等の活用による公等に関する法律施行から 2009 年末までの 11 年間の事業規模累計約 4.7 兆円の 2 倍以上)の拡されている。 (※) 公共施設の所有権を民間に移転しないまま、民間事業者に対して、インフラ等の事業権(に関する権利)を長期間にわたって民間に付与する方式。 〇民間資金等活用事業推進委員会「中間的とりまとめ」において、「民間のリスクと経営努力を対りターンと国民・利用者の負担軽減を図るため、コンセッション方式の導入を図る」とされて 〇国土交通省成長戦略において、「コンセッション方式における事業実施権を、たとえば「事業権対抗要件を具備し、民間の資金・ノウハウが活用しやすい包括的な一つの財産権として位置づおり、「検討すべき制度改善のための施策」として当該「「財産権」の税法上の償却」が掲げら (2) 施策の必要性 厳しい財政状況の中で民間資金の活用を拡大し、真に必要な社会資本の新規投資及び維持管理でいくため、従来のPFI制度に基づく事業を拡大するとともに、PFI制度の拡充を図る必そこで、PFI事業者による公共施設等整備事業を促進するため、民間事業者が安定した領ことができるよう、税制優遇措置を講じることが必要である。	※)を 導業整 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
対応する — 縮減案 — 25 1	

	-	
	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 33 社会資本整備・管理等を効率的に推進する
	政策の 達成目標	 ○PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(PFI法施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上)の拡大【新成長戦略】 ○2020年までの次の11年間で、従来と比較して少なくとも2倍以上の事業規模の拡大【民間資金等活用事業推進委員会「中間的とりまとめ」】 ○国土交通省関連のPPP/PFI事業費について2020年までの合計で新たに2兆円実施する【国土交通省成長戦略】
性	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	平成27年3月末まで
	同上の期間中 の達成目標	
	政策目標の 達成状況	O99 年末~09 年末(11 年間)の PFI 事業規模(累計)は、約 4.7 兆円と見込まれる。 ○国土交通省所管 PFI 事業の事業費: 1071 億円(平成 17 年度~21 年度平均)
	要望の措置の適用見込み	
効 性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	PFI法改正により拡大される対象施設についても、従来の税制特例措置対象と同様に特例措置の対象となるよう制度の拡充を行うことにより、拡大された対象施設におけるPFI整備促進が図られる。
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	PFI法に規定する選定事業者が取得する一定の公共施設等に係る特例措置の拡充
相	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	厳しい財政状況の中で民間資金の活用を拡大し、真に必要な社会資本の整備及び維持管理を着実に行うとともに、経済成長や雇用創出等に資するため、コンセッション方式等による新たな PPP/PFI 事業の導入、インフラファンドの形成促進等の支援を行う。(14.1 億円)
性性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	予算措置と税制措置が車の両輪として動くことにより、優良なPFI事業が創生され、財政 負担の軽減に資する。
	要望の措置の 妥当性	コンセッション方式を活用するPFI事業を行う民間事業者においては、事業権(仮称)のために大きな投資を行うため、償却方法を明確に定めることはコンセッション方式の普及を図るために的確かつ必要。
	ページ	35—2

税負担軽減措置等の 適用実績	
税負担軽減措置等の 適用による効果 (手段 としての有効性)	
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	
これまでの要望経緯	初
ページ	35—3